

福島第二原子力発電所
1号, 2号, 3号及び4号炉
廃止措置に係る
品質マネジメントシステムについて

令和2年12月

東京電力ホールディングス株式会社

目 次

1. はじめに	1 -
2. 廃止措置に関する保安活動のための品質保証活動（基本方針）	1 -
3. 「十二 廃止措置に係る品質マネジメントシステム」の記載について	1 -
4. 「添付書類九 廃止措置に係る品質マネジメントシステムに関する説明書」 の記載について	2 -
別紙1 廃止措置計画 添付書類九の記載について	3 -

1. はじめに

本資料は、福島第二原子力発電所1号（2，3，4号）発電用原子炉廃止措置計画認可申請書「十二 廃止措置に係る品質マネジメントシステム」及び「添付書類九 廃止措置に係る品質マネジメントシステムに関する説明書」の記載の考え方について説明する。

2. 廃止措置に関する保安活動のための品質保証活動（基本方針）

廃止措置期間中における福島第二原子力発電所の安全を達成・維持・向上させるため、原子炉設置許可申請書本文第十一号の「発電用原子炉施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する事項」に基づき、廃止措置に係る品質マネジメントシステムを確立し、保安規定に品質マネジメントシステム計画を定める。

この品質マネジメントシステム計画に基づき、廃止措置に関する保安活動の計画，実施，評価及び改善の一連のプロセスを保安規定及び原子力品質保証規程並びにそれらに基づく下部規程類により明確にし，これらを継続的に運用することにより，廃止措置期間中における発電所の安全の達成・維持・向上を図る。

3. 「十二 廃止措置に係る品質マネジメントシステム」の記載について

(1) 審査基準

発電用原子炉施設及び試験研究用等原子炉施設の廃止措置計画の審査基準（以下「審査基準」という。）における「十二 廃止措置に係る品質マネジメントシステム」に係る記載は以下のとおり。

原子力施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の基準に関する規則を踏まえ、設置許可申請書等に記載された方針に従って構築された品質マネジメントシステムに基づく廃止措置に関する一連のプロセスが示されていること。また、構築された品質マネジメントシステムに基づき廃止措置を実施することが定められていること。

(2) 記載の考え方

2.に記載のとおり，福島第二原子力発電所の廃止措置を進めるにあたっては，原子炉設置許可申請書本文第十一号に基づき，廃止措置に係る品質マネジメントシステムを確立し，保安規定に品質マネジメントシステム計画を定めるとともに，これに基づき廃止措置に関する保安活動を実施する。

この内容は，審査基準に適合することから，「十二 廃止措置に係る品質マネジメントシステム」は，2.に記載のとおりとする。

4. 「添付書類九 廃止措置に係る品質マネジメントシステムに関する説明書」の記載について

(1) 審査基準

審査基準における「添付書類九 廃止措置に係る品質マネジメントシステムに関する説明書」に係る記載は以下のとおり。

- ①原子炉施設保安規定において、事業者の代表者をトップマネジメントとする品質マネジメントシステムを定めること。
- ②廃止措置に関する保安活動の計画、実施、評価及び改善の一連のプロセスを明確にし、これらを効果的に運用することにより、原子力安全の達成・維持・向上を図ることが明示されていること。
- ③品質マネジメントシステムのもとで機能を維持すべき設備及びその他の設備の保守等の廃止措置に係る業務が行われることが明示されていること。

(2) 記載の考え方

2. に記載のとおり、品質マネジメントシステム計画は保安規定に定めることとしている。

このため、「添付書類九 廃止措置に係る品質マネジメントシステムに関する説明書」には、審査基準の要求事項を踏まえ、保安規定に定める品質マネジメントシステム計画のうち、「品質マネジメントシステム」、「経営責任者等の責任」、「業務に関する計画の策定及び業務の実施」及び「評価及び改善」の概要を記載するとともに、この品質マネジメントシステム計画のもとで廃止措置に係る業務を実施する旨記載する。

具体的な記載の考え方は別紙のとおり。

別紙 1 廃止措置計画 添付書類九の記載について

○記載方針

・令和 2 年 11 月 24 日に変更認可申請した福島第二原子力発電所原子炉施設保安規定第 3 条（品質マネジメントシステム計画）（以下「保安規定第 3 条」という。）に規定している事項のうち、審査基準の要求事項に関する内容を記載する。（具体的な方法は保安規定に定め実施する。）

【審査基準の要求事項】

- ①原子炉施設保安規定において、事業者の代表者をトップマネジメントとする品質マネジメントシステムを定めること。
- ②廃止措置に関する保安活動の計画、実施、評価及び改善の一連のプロセスを明確にし、これらを効果的に運用することにより、原子力安全の達成・維持・向上を図ることが明示されていること。
- ③品質マネジメントシステムのもとで機能を維持すべき設備及びその他の設備の保守等の廃止措置に係る業務が行われることが明示されていること。

No	保安規定第 3 条	廃止措置計画添付書類九	備考
1.	第 2 条に係る保安活動のための品質保証活動を実施するにあたり、以下のとおり品質マネジメントシステム計画を定める。	1. 概要 廃止措置期間中における福島第二原子力発電所の安全を達成・維持・向上させるため、原子炉設置許可申請書本文の「十一、発電用原子炉施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する事項」に基づき、廃止措置に係る保安活動を確実に実施するための品質マネジメントシステムを構築し、保安規定の品質マネジメントシステム計画に定める。 品質マネジメントシステム計画では、社長をトップマネジメントとして品質マネジメントシステムを定め、廃止措置に関する保安活動の計画、実施、評価及び改善の一連のプロセスを明確にし、効果的に運用することにより、原子力安全の達成・維持・向上を図る。また、品質マネジメントシステムのもとで機能及び性能を維持すべき設備及びその他の設備の保守等の廃止措置に係る業務を実施する。	「1. 概要」を記載。
2.	1. 目的		
3.	本品質マネジメントシステム計画は、福島第二原子力発電所（以下「発電所」という。）の安全を達成・維持・向上させるため、「原子力施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の基準に関する規則及び同規則の解釈」（以下「品質管理基準規則」という。）に従って、発電所における保安活動に係る品質マネジメントシステム（以下「品質マネジメントシステム」という。）を確立し、実施し、評価確認し、継続的に改善するとともに、安全文化及び安全のためのリーダーシップによって原子力の安全を確保することを目的とする。		「1. 概要」に同内容を記載しているため、当該項は引用しない。
4.	2. 適用範囲		
5.	本品質マネジメントシステム計画は、発電所の保安活動に適用する。		廃止措置に係る保安活動が適用範囲であることは自明であるため、当該項は引用しない。
6.	3. 用語の定義		
7.	以下を除き品質管理基準規則の定義に従う。		定義して用いる用語がないため、当該項は引用しない。
8.	(1) 原子炉施設：核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第 4 3 条の 3 の 5 第 2 項第 5 号に規定する発電用原子炉施設をいう。		
9.	(2) ニューシア：原子力施設の事故又は故障等の情報並びに信頼性に関する情報を共有し活用することにより、事故及び故障等の未然防止を図ることを目的として、一般社団法人原子力安全推進協会が運営するデータベース（原子力施設情報公開ライブラリー）のことをいう。		
10.	(3) BWR 事業者協議会：国内 BWR プラントの安全性及び信頼性を向上させるために、電力会社とプラントメーカーとの間で情報を共有し、必要な技術的検討を行う協議会のことをいう。（以下、本条及び第 5 4 条において同じ。）		
11.	4. 品質マネジメントシステム	2. 品質マネジメントシステム	
12.	4.1 一般要求事項		
13.	(1) 第 4 条（保安に関する組織）に定める組織（以下「組織」という。）は、本品質マネジメントシステム計画に従って、品質マネジメントシステムを確立し、文書化し、実施し、かつ、維持する。また、その品質マネジメントシステムの実効性を維持するため、継続的に改善する。	(1) 組織は、品質マネジメントシステム計画に従って、品質マネジメントシステムを確立し、実施するとともに、その実効性を維持するため、その改善を継続的に行う。	審査基準の要求事項②への対応方針
14.	(2) 組織は、保安活動の重要度に応じて、品質マネジメントシステムを確立し、運用する。この場合、以下の事項を適切に考慮し、発電用軽水型原子炉施設の安全機能の重要度分類に関する審査指針（以下「重要度分類指針」という。）を参考として、品質マネジメントシステム要求事項の適用の程度についてグレード分けを行う。		(1)の内容を具体化したものであるため、当該項は引用しない。

No	保安規定第3条	廃止措置計画添付書類九	備考
15.	a) 業務・原子炉施設又は組織の重要度及びこれらの複雑さの程度		
16.	b) 原子炉施設の品質又は業務に関連する原子力安全に影響を及ぼすおそれのあるもの及びこれらに関連する潜在的影響の大きさ		
17.	c) 機器等の故障若しくは通常想定されない事象の発生又は業務が不適切に計画され、若しくは実行されたことにより起こり得る影響		
18.	(3) 組織は、保安活動の重要度に応じて、資源の適切な配分を行う。	(5) 組織は、保安活動の重要度に応じて、資源の適切な配分を行う。	審査基準の要求事項②への対応方針
19.	(4) 組織は、原子炉施設に適用される法令・規制要求事項を明確に認識し、「文書及び記録管理基本マニュアル」に基づき各基本マニュアル等に明記する(7.2.1参照)。		具体的な手段に関する内容であるため、当該項は引用しない
20.	(5) 組織は、品質マネジメントシステムに必要なプロセスを明確にするとともに、そのプロセスを組織に適用することを「原子力品質保証規程」に定め、次の事項を実施する。	(2) 組織は、品質マネジメントシステムに必要なプロセスを明確にするとともに、そのプロセスを組織に適用することを決定し、次に掲げる業務を行う。	審査基準の要求事項②への対応方針
21.	a) プロセスの運用に必要な情報及び当該プロセスの運用により達成される結果を明確にする。	a. プロセスの運用に必要な情報及び当該プロセスの運用により達成される結果を明確にする。	
22.	b) これらのプロセスの順序及び相互関係(組織内のプロセス間の相互関係を含む。)を図1のとおりとする。	b. プロセスの順序及び相互の関係(組織内のプロセス間の相互関係を含む。)を明確にする。	
23.	c) これらのプロセスの運用及び管理のいずれもの実効性の確保に必要なパフォーマンスを示す指標(以下「PI(Performance Indicator)」という。),並びに判断基準及び方法を明確にする。このPIには、原子力規制検査等に関する規則第5条に規定する安全実績指標(特定核燃料物質の防護に関する領域に係るものを除く。)を含める。	c. プロセスの運用及び管理の実効性の確保に必要な組織の保安活動の状況を示す指標(以下「保安活動指標」という。)並びに当該指標に係る判定基準を明確に定める。この保安活動指標には、原子力規制検査等に関する規則第5条に規定する安全実績指標(特定核燃料物質の防護に関する領域に係るものを除く。)を含める。	
24.	d) これらのプロセスの運用並びに監視及び測定に必要な資源及び情報を利用できる体制を確保する。これには、責任及び権限の明確化を含める。	d. プロセスの運用並びに監視及び測定(以下「監視測定」という。)に必要な資源及び情報が利用できる体制を確保する(責任及び権限の明確化を含む。)	
25.	e) これらのプロセスの運用状況を監視し、適用可能な場合には測定し、分析する。	e. プロセスの運用状況を監視測定し分析する。ただし、監視測定することが困難である場合は、この限りでない。	
26.	f) これらのプロセスについて、計画の目的を達成するため、かつ、実効性を維持するために必要な処置(プロセスの変更を含む。)をとる。	f. プロセスについて、意図した結果を得、及び実効性を維持するための措置(プロセスの変更を含む。)を講じる。	
27.	g) これらのプロセス及び組織を品質マネジメントシステムと整合がとれたものにする。	g. プロセス及び組織の体制を品質マネジメントシステムと整合的なものとする。	
28.	h) 原子力安全とそれ以外の事項において意思決定の際に対立が生じた場合には、原子力安全が確保されるようにする。これには、セキュリティ対策が原子力安全に与える潜在的な影響と、原子力安全に係る対策がセキュリティに与える潜在的な影響を特定し、解決することを含む。	h. 原子力安全とそれ以外の事項において意思決定の際に対立が生じた場合には、原子力安全が確保されるようにする。これには、セキュリティ対策が原子力安全に与える潜在的な影響と原子力安全に係る対策がセキュリティ対策に与える潜在的な影響を特定し、解決することを含む。	
29.	(6) 組織は、安全文化として目指している状態を含め「健全な安全文化の育成及び維持に係る基本マニュアル」を定めるとともに、技術的、人的、組織的な要因の相互作用を適切に考慮して、効果的な取り組みを通じて、健全な安全文化を育成し、及び維持する。	(3) 組織は、健全な安全文化を育成し、及び維持する。	審査基準の要求事項②への対応方針
30.	(7) 組織は、業務・原子炉施設に係る要求事項(法令・規制要求事項を含む。)への適合に影響を及ぼすプロセスを外部委託することを決めた場合には、当該プロセスの管理を確実にする。	(4) 組織は、機器等又は個別業務に係る要求事項(関係法令を含む。以下「個別業務等要求事項」という。)への適合に影響を及ぼすプロセスを外部委託することとしたときは、当該プロセスが管理されているようにする。	審査基準の要求事項②への対応方針
31.	4.2 文書化に関する要求事項		具体的な手段に関する内容であるため、当該項は引用しない。
32.	4.2.1 一般		
33.	品質マネジメントシステムの文書として以下の事項を含める。これらの文書は、保安活動の重要度に応じて作成し、当該文書に規定する事項を実施する。また、これらの文書体系を図2に、各マニュアルと各条文の関連をc)及びd)の表に示す。なお、記録は適正に作成する。		
34.	a) 品質方針及び品質目標		
35.	b) 原子力品質保証規程		
36.	c) 品質管理基準規則が要求する“手順書等”である以下の文書及び記録		
37.	d) 組織内のプロセスの実効的な計画、運用及び管理を確実に実施するために、必要と決定した文書及び記録 ①以下の文書 ②発電所品質保証計画書 ③要領、要項、手引等の手順書 ④部門作成文書 ⑤外部文書 ⑥上記①②③④⑤で規定する記録		
38.	4.2.2 品質マニュアル		
39.	(1) 組織は、品質マニュアルとして本品質マネジメントシステム計画に定める要求事項を含む「原子力品質保証規程」を作成し、維持する。制定・改訂権限者は社長とする。		
40.	(2) 「原子力品質保証規程」には、次の事項を含める。		

No	保安規定第3条	廃止措置計画添付書類九	備考
41.	a) 品質マネジメントシステムの運用に係る組織に関する事項		
42.	b) 保安活動の計画, 実施, 評価及び改善に関する事項		
43.	c) 品質マネジメントシステムの適用範囲		
44.	d) 品質マネジメントシステムについて確立された“手順書等”又はそれらを参照できる情報		
45.	e) 品質マネジメントシステムのプロセス間の相互関係		
46.	4.2.3 文書管理		
47.	(1) 組織は, 品質マネジメントシステムに必要な文書を, 「文書及び記録管理基本マニュアル」に基づき, 保安規定上の位置付けを明確にするとともに, 保安活動の重要度に応じて管理する。これには次の事項を含める。		
48.	a) 組織として承認されていない文書の使用又は適切でない変更の防止		
49.	b) 文書の組織外への流出等の防止		
50.	c) 4.2.1c)及び d)①の文書の制定及び改訂に係るレビューの結果, 当該レビューの結果に基づき講じた処置並びに当該制定及び改訂を承認した者に関する情報の維持		
51.	また, 記録は, 4.2.4に規定する要求事項に従って管理する。		
52.	(2) 組織の要員が判断及び決定に当たり適切な文書を利用できるよう, 次の活動に必要な管理を「文書及び記録管理基本マニュアル」に規定する。これには, 文書改訂時等の必要な時に当該文書作成時に使用した根拠等の情報が確認できることを含める。		
53.	a) 発行前に, 文書の妥当性をレビューし, 承認する。		
54.	b) 文書の改訂の必要性についてレビューする。また, 改訂に当たっては, a)と同様にその妥当性をレビューし, 承認する。		
55.	c) a)及びb)のレビューを行う際には, その対象となる文書に定められた活動を実施する部門の要員を参画させる。		
56.	d) 文書の変更の識別及び最新の改訂状況の識別を確実にする。		
57.	e) 該当する文書の適切な版が, 必要なときに, 必要なところで使用しやすい状態にあることを確実にする。		
58.	f) 文書は, 読みやすくかつ容易に内容を把握することができるようにする。		
59.	g) 品質マネジメントシステムの計画及び運用のために組織が必要と決定した外部からの文書を明確にし, その配付が管理されていることを確実にする。		
60.	h) 廃止文書が誤って使用されないようにする。また, これらを保持する場合には, その目的にかかわらず, これを識別し管理する。		
61.	4.2.4 記録の管理		
62.	(1) 組織は, 要求事項への適合及び品質マネジメントシステムの実効性を実証する記録を明確にし, 保安活動の重要度に応じて管理する。		
63.	(2) 記録は, 読みやすく, 容易に内容を把握することができるとともに, 識別可能かつ検索可能なように作成する。		
64.	(3) 記録の識別, 保管, 保護, 検索, 保管期間及び廃棄に関して必要な管理を「文書及び記録管理基本マニュアル」に規定する。		
65.	5. 経営責任者等の責任	3. 経営責任者等の責任	審査基準の要求事項①への対応方針
66.	5.1 経営責任者の原子力安全のためのリーダーシップ		
67.	社長は, 原子力安全のためのリーダーシップを発揮し, 責任を持って品質マネジメントシステムを確立及び実施させるとともに, その実効性の維持及び継続的な改善を, 次の業務を行うことによって実証する。	社長は, 原子力安全のためのリーダーシップを発揮し, 責任を持って品質マネジメントシステムを確立させ, 実施させるとともに, その実効性を維持していることを, 次に掲げる業務を行うことによって実証する。	
68.	a) 品質方針を設定する。	(1) 品質方針を定める。	
69.	b) 品質目標が設定されることを確実にする。	(2) 品質目標が定められているようにする。	
70.	c) 要員が, 健全な安全文化を育成し, 及び維持することに貢献できるようにすることを確実にする。	(3) 要員が, 健全な安全文化を育成し, 及び維持することに貢献できるようにする。	
71.	d) マネジメントレビューを実施する。	(4) マネジメントレビューを実施する。	
72.	e) 資源が使用できることを確実にする。	(5) 資源が利用できる体制を確保する。	

No	保安規定第3条	廃止措置計画添付書類九	備考
73.	f) 法令・規制要求事項を満たすことは当然のこととして、原子力安全を確保することの重要性を組織内に周知する。	(6) 関係法令を遵守することその他原子力安全を確保することの重要性を要員に周知する。	
74.	g) 担当する業務について理解し、遂行する責任を有することを要員に認識させる。	(7) 保安活動に関する担当業務を理解し、遂行する責任を有することを、要員に認識させる。	
75.	h) すべての階層で行われる決定が、原子力安全の確保について、その優先順位及び説明する責任を考慮して確実に実行されるようにする。	(8) すべての階層で行われる決定が、原子力安全の確保について、その優先順位及び説明する責任を考慮して確実に実行されるようにする。	
76.	5.2 原子力安全の確保の重視		トップマネジメントに係る具体的な手段に関する内容であるため、当該項は引用しない。
77.	社長は、組織の意思決定の際には、業務・原子炉施設に対する要求事項に適合し(7.2.1及び8.2.1参照)、かつ、原子力安全がそれ以外の事由により損なわれないようにする。		
78.	5.3 品質方針		トップマネジメントに係る具体的な手段に関する内容であるため、当該項は引用しない。
79.	社長は、品質方針（健全な安全文化の育成及び維持に関するものを含む。）について、次の事項を確実にする。 なお、健全な安全文化の育成及び維持に関するものは、技術的、人的及び組織的な要因並びにそれらの相互作用が原子力安全に対して影響を及ぼすことを考慮し、組織全体の安全文化のあるべき姿を目指して設定する。		
80.	a) 組織の目的及び状況に対して適切である。		
81.	b) 要求事項への適合及び品質マネジメントシステムの実効性の維持及び継続的な改善に対するコミットメントを含む。		
82.	c) 品質目標の設定及びレビューのための枠組みを与える。		
83.	d) 組織全体に伝達され、理解される。		
84.	e) 適切性の持続のためにレビューされる。		
85.	f) 組織運営に関する方針と整合がとれている。		
86.	5.4 計画		トップマネジメントに係る具体的な手段に関する内容であるため、当該項は引用しない。
87.	5.4.1 品質目標		
88.	(1) 社長は、「セルフアセスメント実施基本マニュアル」に基づき、組織内のしかるべき部門及び階層で、業務・原子炉施設に対する要求事項を満たすために必要なものを含む品質目標（7.1(3) b) 参照）が設定されることを確実にする。また、品質目標には、達成するための計画として次の事項を含める。 a) 実施事項 b) 必要な資源 c) 責任者 d) 実施事項の完了時期 e) 結果の評価方法		
89.	(2) 品質目標は、その達成度が判定可能で、品質方針との整合がとれていること。		
90.	5.4.2 品質マネジメントシステムの計画		
91.	(1) 社長は、品質マネジメントシステムの実施に当たっての計画が、4.1に規定する要求事項を満たすように策定されていることを確実にする。		
92.	(2) 社長は、品質マネジメントシステムの変更が計画され、実施される場合には、その変更が品質マネジメントシステムの全体の体系に対して矛盾なく、整合が取れているようにするために、「変更管理基本マニュアル」に基づき管理することを確実にする。この変更には、プロセス及び組織の変更（累積的な影響が生じうる軽微な変更を含む。）を含める。 品質マネジメントシステムの変更の計画、実施に当たっては、保安活動の重要度に応じて、次の事項を適切に考慮する。		
93.	a) 品質マネジメントシステムの変更の目的及び当該変更により起こり得る結果（組織の活動として実施する、当該変更による原子力安全への影響の程度の分析及び評価、当該分析及び評価の結果に基づき講じた措置を含む。）		
94.	b) 品質マネジメントシステムの実効性の維持		
95.	c) 資源の利用可能性		
96.	d) 責任及び権限の割り当て		

No	保安規定第3条	廃止措置計画添付書類九	備考
97.	(3) 社長は、「原子力リスク管理基本マニュアル」に基づき、リスク情報が活用され、品質マネジメントシステムの実効性が継続的に改善されていることを確実にする。		
98.	5.5 責任、権限及びコミュニケーション		トップマネジメントに係る具体的な手段に関する内容であるため、当該項は引用しない。
99.	5.5.1 責任及び権限		
100.	社長は、全社規程である「職制および職務権限規程」を踏まえ、責任（担当業務に応じて組織の内外に対し業務の内容について説明する責任を含む。）及び権限が第5条（保安に関する職務）、第9条（廃止措置主任者の職務等）に定められ、また、部門相互間の業務の手順が文書化され、組織全体に周知されるとともに、関係する要員が責任を持って業務を遂行できることを確実にする。また、社長は第4条（保安に関する組織）に定める組織以外の全社組織による、「職制および職務権限規程」に基づく保安活動への支援を確実にする。		
101.	5.5.2 管理責任者		
102.	(1) 社長は、内部監査室長及び原子力・立地本部長を管理責任者に任命し、与えられている他の責任とかかわりなく、次に示す責任及び権限を与える。		
103.	(2) 内部監査室長の管理責任者としての責任及び権限		
104.	a) 内部監査プロセスを通じて、品質マネジメントシステムに必要なプロセスの確立、実施及び、その実効性を維持することを確実にする。		
105.	b) 内部監査プロセスを通じて、品質マネジメントシステムの運用状況及び改善の必要性の有無について、社長に報告する。		
106.	c) 内部監査プロセスを通じて、健全な安全文化を育成し、及び維持することにより、組織全体にわたって、原子力安全の確保についての認識を高めることを確実にする。		
107.	d) 内部監査プロセスを通じて、組織全体にわたって、法令・規制要求事項を遵守することを確実にする。		
108.	(3) 原子力・立地本部長の管理責任者としての責任及び権限		
109.	a) 品質マネジメントシステムに必要なプロセス（内部監査プロセスを除く。）の確立、実施及び、その実効性を維持することを確実にする。		
110.	b) 品質マネジメントシステム（内部監査プロセスを除く。）の運用状況及び改善の必要性の有無について、社長に報告する。		
111.	c) 健全な安全文化を育成し、及び維持することにより、組織全体（内部監査室を除く。）にわたって、原子力安全の確保についての認識を高めることを確実にする。		
112.	d) 組織全体（内部監査室を除く。）にわたって、法令・規制要求事項を遵守することを確実にする。		
113.	5.5.3 管理者		
114.	(1) 社長は、第5条に示す管理者（社長及び管理責任者を除く。）に対し、所掌する業務に関して、次に示す責任及び権限を与えることを確実にする。		
115.	a) プロセスが確立され、実施されるとともに、実効性を維持する。		
116.	b) 業務に従事する要員の、業務・原子炉施設に対する要求事項についての認識を高める。		
117.	c) 業務の実施状況について評価する（5.4.1及び8.2.3参照）。		
118.	d) 健全な安全文化を育成し、及び維持する。		
119.	e) 法令・規制要求事項を遵守することを確実にする。		
120.	(2) 管理者は、与えられた責任及び権限の範囲において、原子力安全のためのリーダーシップを発揮し、以下の事項を確実に実施する。		
121.	a) 品質目標を設定し、その目標の達成状況を確認するため、業務の実施状況を監視及び測定する。		
122.	b) 要員が原子力安全に対する意識を向上し、かつ、原子力安全への取り組みを積極的に行えるようにする。		
123.	c) 原子力安全に係る意思決定の理由及びその内容を、関係する要員に確実に伝達する。		
124.	d) 常に問いかける姿勢及び学習する姿勢を要員に定着させるとともに、積極的に原子炉施設の保安に関する問題の報告を行えるようにする。		
125.	e) 要員が、積極的に業務の改善に対して貢献できるようにする。		
126.	(3) 管理者は、所掌する業務に関する自己評価をあらかじめ定められた間隔で実施する。この自己評価には、安全文化についての弱点のある分野及び強化すべき分野に係るものを含め		

No	保安規定第3条	廃止措置計画添付書類九	備考
	る。		
127.	5.5.4 内部コミュニケーション		
128.	社長は、組織内にコミュニケーションのための適切なプロセスが確立されることを確実にする。また、品質マネジメントシステムの実効性に関する情報交換が行われることを確実にする。		
129.	5.6 マネジメントレビュー		トップマネジメントに係る具体的な手段に関する内容であるため、当該項は引用しない。
130.	5.6.1 一般		
131.	(1) 社長は、組織の品質マネジメントシステムが、引き続き、適切かつ、妥当であること及び実効性が維持されていることを評価するために、「マネジメントレビュー実施基本マニュアル」に基づき、年1回以上品質マネジメントシステムをレビューする。なお、必要に応じて随時実施する。		
132.	(2) このレビューでは、品質マネジメントシステムの改善の機会の評価、並びに品質方針及び品質目標を含む品質マネジメントシステムの変更の必要性の評価も行う。		
133.	(3) マネジメントレビューの結果の記録を維持する(4.2.4参照)。		
134.	5.6.2 マネジメントレビューへのインプット		
135.	マネジメントレビューへのインプットには、次の情報を含める。		
136.	a) 内部監査の結果		
137.	b) 原子力安全の達成に関する外部の者の意見(外部監査(安全文化の外部評価を含む。)を受けた場合の結果、地域住民の意見、原子力規制委員会の意見等を含む。)		
138.	c) プロセスの運用状況		
139.	d) 使用前事業者検査等及び自主検査等の結果		
140.	e) 品質目標の達成状況		
141.	f) 健全な安全文化の育成及び維持の状況(内部監査による安全文化の育成及び維持の取り組みの状況に係る評価の結果並びに管理者による安全文化についての弱点のある分野及び強化すべき分野に係る自己評価の結果を含む。)		
142.	g) 法令・規制要求事項の遵守状況		
143.	h) 不適合並びに是正処置及び未然防止処置の状況(組織の内外で得られた知見(技術的な進歩により得られたものを含む。)並びに不適合その他の事象から得られた教訓を含む。)		
144.	i) 前回までのマネジメントレビューの結果に対するフォローアップ		
145.	j) 品質マネジメントシステムに影響を及ぼす可能性のある変更		
146.	k) 改善のための提案		
147.	l) 資源の妥当性		
148.	m) 保安活動の改善のためにとった措置(品質方針に影響を与えるおそれのある組織の内部及び外部の課題を明確にし、当該課題に取り組むことを含む。)の実効性		
149.	5.6.3 マネジメントレビューからのアウトプット		
150.	(1) マネジメントレビューからのアウトプットには、次の事項に関する決定及び処置すべてを含める。		
151.	a) 品質マネジメントシステム及びそのプロセスの実効性の維持に必要な改善		
152.	b) 業務の計画及び実施に係る改善		
153.	c) 品質マネジメントシステムの実効性の維持及び継続的な改善のための資源の必要性		
154.	d) 健全な安全文化の育成及び維持に関する改善(安全文化についての弱点のある分野及び強化すべき分野が確認された場合における改善策の検討を含む。)		
155.	e) 法令・規制要求事項の遵守に関する改善		
156.	6. 資源の運用管理		具体的な手段に関する内容であるため、当該項は引用しない。
157.	6.1 資源の提供		

No	保安規定第3条	廃止措置計画添付書類九	備考
158.	組織は、原子力安全を確実なものにするために必要な人的資源、インフラストラクチャ、作業環境及びその他必要な資源を明確にし、確保し、提供する。		
159.	6.2 人的資源		
160.	6.2.1 一般		
161.	組織は、業務の実施に必要な技能及び経験を有し、力量のある者を要員に充てる。この力量には、組織が必要とする技術的、人的及び組織的側面に関する知識を含める。		
162.	6.2.2 力量、教育・訓練及び認識		
163.	組織は、要員の力量を確保するために、保安活動の重要度に応じて、次の事項を「教育及び訓練基本マニュアル」に従って実施する。		
164.	a) 要員に必要な力量を明確にする。		
165.	b) 要員の力量を確保するために、教育・訓練を行うか、又は他の処置（必要な力量を有する要員を新たに配属又は採用することを含む。）をとる。		
166.	c) 教育・訓練又は他の処置の実効性を評価する。		
167.	d) 要員が、原子力安全に対する自らの活動のもつ意味及び重要性を認識し、品質目標の達成及び品質マネジメントシステムの実効性の維持に向けて自らがどのように貢献できるかを認識することを確実にする。		
168.	e) 力量、教育・訓練及び他の措置について該当する記録を維持する（4.2.4参照）。		
169.	6.3 インフラストラクチャ		
170.	組織は、原子力安全の達成のために必要なインフラストラクチャを関連するマニュアル等にて明確にし、提供し、維持する。		
171.	6.4 作業環境		
172.	組織は、原子力安全の達成のために必要な作業環境を関連するマニュアル等にて明確にし、運営管理する。この作業環境は、作業場所の放射線量を基本とし、異物管理や火気管理等の作業安全に関する事項及び温度、照度、狭小の程度等の作業に影響を及ぼす可能性のある事項を含める。		
173.	7. 業務に関する計画の策定及び業務の実施	4. 個別業務に関する計画、実施、評価及び改善	
174.	7.1 業務の計画	4.1 個別業務に必要なプロセスの計画	審査基準の要求事項②への対応方針（計画）
175.	(1) 組織は、保安活動に必要な業務のプロセスの計画を策定し、廃止措置管理、運転管理（緊急時の措置含む。）、燃料管理、放射性廃棄物管理、放射線管理、施設管理、法令等の遵守、健全な安全文化の育成及び維持の各基本マニュアルに定める。また、各基本マニュアルに基づき、業務に必要なプロセスを計画し、構築する。この計画の策定においては、機器等の故障若しくは通常想定されない事象の発生又は業務が不適切に計画され、若しくは実行されたことにより起こり得る影響（4.1(2) c) 参照）を考慮する。	(1) 組織は、個別業務に必要なプロセスについて、計画を策定するとともに、そのプロセスを確立する。この計画の策定においては、機器等の故障若しくは通常想定されない事象の発生又は業務が不適切に計画され、若しくは実行されたことにより起こり得る影響を考慮する。	
176.	(2) 業務の計画（計画を変更する場合を含む。）は、品質マネジメントシステムのその他のプロセスの要求事項と整合をとる（4.1(5)g) 参照）。	(2) 組織は、(1)の計画（業務計画を変更する場合を含む。）と当該個別業務以外のプロセスに係る個別業務等要求事項との整合性を確保する。	
177.	(3) 組織は、プロセス及び組織の変更（累積的な影響が生じうるプロセス及び組織の軽微な変更を含む。）を含む業務の計画の策定及び変更に当たって、次の各事項について適切に明確化する。	(3) 組織は、プロセス及び組織の変更（累積的な影響が生じ得るプロセス及び組織の軽微な変更を含む。）を含む個別業務に関する計画（以下「個別業務計画」という。）の策定又は変更を行うに当たり、次に掲げる事項を明確にする。	
178.	a) 業務の計画の策定又は変更の目的及び当該計画の策定又は変更により起こり得る結果（5.4.2(2)a) と同じ。）	a. 個別業務計画の策定又は変更の目的及び当該計画の策定又は変更により起こり得る結果（組織の活動として実施する、当該変更による原子力安全への影響の程度の分析及び評価、当該分析及び評価の結果に基づき講じた措置を含む。）	
179.	b) 業務・原子炉施設に対する品質目標及び要求事項	b. 機器等又は個別業務に係る品質目標及び個別業務等要求事項	
180.	c) 業務・原子炉施設に特有な、プロセス及び文書の確立の必要性、並びに資源の提供の必要性	c. 機器等又は個別業務に固有のプロセス、品質マネジメント文書及び資源	
181.	d) その業務・原子炉施設のための検証、妥当性確認、監視、測定、使用前事業者検査等及び自主検査等、並びにこれらの合否判定基準	d. 使用前事業者検査等、検証、妥当性確認及び監視測定並びにこれらの個別業務等要求事項への適合性を判定するための基準	
182.	e) 業務・原子炉施設のプロセス及びその結果が、要求事項を満たしていることを実証するために必要な記録（4.2.4参照）	e. 個別業務に必要なプロセス及び当該プロセスを実施した結果が個別業務等要求事項に適合することを実証するために必要な記録	
183.	(4) この業務の計画のアウトプットは、組織の運営方法に適したものとする。	(4) 組織は、策定した個別業務計画を、その個別業務の作業方法に適したものとする。	
184.	7.2 業務・原子炉施設に対する要求事項に関するプロセス		個別業務に係る具体的な手段に関する内容であるため、当該項は引用しない。
185.	7.2.1 業務・原子炉施設に対する要求事項の明確化		

No	保安規定第3条	廃止措置計画添付書類九	備考
186.	組織は、次の事項を「業務の計画」(7.1参照)において明確にする。		
187.	a) 明示されていないが、業務・原子炉施設に不可欠な要求事項		
188.	b) 業務・原子炉施設に適用される法令・規制要求事項		
189.	c) 組織が必要と判断する追加要求事項すべて		
190.	7.2.2 業務・原子炉施設に対する要求事項のレビュー		
191.	(1) 組織は、「文書及び記録管理基本マニュアル」に基づき、業務・原子炉施設に対する要求事項をレビューする。このレビューは、その要求事項を適用する前に実施する。		
192.	(2) レビューでは、次の事項を確実にする。		
193.	a) 業務・原子炉施設に対する要求事項が定められている。		
194.	b) 業務・原子炉施設に対する要求事項が以前に提示されたものと異なる場合には、それについて解決されている。		
195.	c) 組織が、定められた要求事項を満たす能力をもっている。		
196.	(3) このレビューの結果の記録、及びそのレビューを受けてとられた処置の記録を維持する(4.2.4参照)。		
197.	(4) 業務・原子炉施設に対する要求事項が書面で示されない場合には、組織はその要求事項を適用する前に確認する。		
198.	(5) 業務・原子炉施設に対する要求事項が変更された場合には、組織は、関連する文書を改訂する。また、変更後の要求事項が、関連する要員に理解されていることを確実にする。		
199.	7.2.3 外部とのコミュニケーション		
200.	組織は、原子力安全に関して組織の外部の者とのコミュニケーションを図るため、以下の事項を含む実効性のある方法を「外部コミュニケーション基本マニュアル」にて明確にし、実施する。		
201.	a) 組織の外部の者と効果的に連絡をとり、適切に情報を通知する方法		
202.	b) 予期せぬ事態において組織の外部の者との時宜を得た効果的な連絡方法		
203.	c) 原子力安全に関連する必要な情報を組織の外部の者へ確実に提供する方法		
204.	d) 原子力安全に関連する組織の外部の者の懸念や期待を把握し、意思決定において適切に考慮する方法		
205.	7.3 設計・開発		個別業務に係る具体的な手段に関する内容であるため、当該項は引用しない。
206.	組織は、原子炉施設を対象として、「設計管理基本マニュアル」に基づき設計・開発の管理を実施する。		
207.	7.3.1 設計・開発の計画		
208.	(1) 組織は、原子炉施設の設計・開発の計画を策定し、管理する。この設計・開発は、設備、施設、ソフトウェアの設計・開発並びに原子力安全のために重要な手順書等の新規制定及び重要な変更を対象とする。また、計画には、不適合及び予期せぬ事象の発生を未然に防止するための活動(4.1(2)c)の事項を考慮して行うものを含む。)を含める。		
209.	(2) 設計・開発の計画において、組織は次の事項を明確にする。		
210.	a) 設計・開発の性質、期間及び複雑さの程度		
211.	b) 設計・開発の段階		
212.	c) 設計・開発の各段階に適したレビュー、検証及び妥当性確認並びに管理体制		
213.	d) 設計・開発に関する責任(説明責任を含む。)及び権限		
214.	e) 設計・開発に必要な組織の内部及び外部の資源		
215.	(3) 組織は、実効的なコミュニケーション並びに責任及び権限の明確な割当てを確実にするために、設計・開発に関与するグループ間のインタフェースを運営管理する。		
216.	(4) 設計・開発の進行に応じて、策定した計画を適切に変更する。		
217.	7.3.2 設計・開発へのインプット		

No	保安規定第3条	廃止措置計画添付書類九	備考
218.	(1) 業務・原子炉施設の要求事項に関連するインプットを明確にし、記録を維持する(4.2.4参照)。インプットには次の事項を含める。		
219.	a) 機能及び性能に関する要求事項		
220.	b) 適用可能な場合には、以前の類似した設計から得られた情報		
221.	c) 適用される法令・規制要求事項		
222.	d) 設計・開発に不可欠なその他の要求事項		
223.	(2) 業務・原子炉施設の要求事項に関連するインプットについては、その適切性をレビューし承認する。要求事項は、漏れがなく、あいまい(曖昧)でなく、相反することがないようにする。		
224.	7.3.3 設計・開発からのアウトプット		
225.	(1) 設計・開発からのアウトプットは、設計・開発へのインプットと対比した検証を行うのに適した形式とする。また、次の段階のプロセスに進むにあたり、あらかじめ、承認する。		
226.	(2) 設計・開発からのアウトプットは次の状態とする。		
227.	a) 設計・開発へのインプットで与えられた要求事項を満たす。		
228.	b) 調達、業務の実施及び原子炉施設の使用に対して適切な情報を提供する。		
229.	c) 関係する使用前事業者検査等及び自主検査等の合否判定基準を含むか、又はそれを参照している。		
230.	d) 安全な使用及び適正な使用に不可欠な原子炉施設の特性を明確にする。		
231.	7.3.4 設計・開発のレビュー		
232.	(1) 設計・開発の適切な段階において、次の事項を目的として、計画されたとおりに(7.3.1参照)体系的なレビューを行う。		
233.	a) 設計・開発の結果が、要求事項を満たせるかどうかを評価する。		
234.	b) 問題を明確にし、必要な処置を提案する。		
235.	(2) レビューへの参加者には、レビューの対象となっている設計・開発段階に関連する部門を代表する者及び当該設計・開発に係る専門家を含める。このレビューの結果の記録、及び必要な処置があればその記録を維持する(4.2.4参照)。		
236.	7.3.5 設計・開発の検証		
237.	(1) 設計・開発からのアウトプットが、設計・開発へのインプットで与えられている要求事項を満たしていることを確実にするために、計画されたとおりに(7.3.1参照)、プロセスの次の段階に移行する前に検証を実施する。この検証の結果の記録、及び必要な処置があればその記録を維持する(4.2.4参照)。		
238.	(2) 設計・開発の検証は、原設計者以外の者又はグループが実施する。		
239.	7.3.6 設計・開発の妥当性確認		
240.	(1) 結果として得られる業務・原子炉施設が、指定された用途又は意図された用途に応じた要求事項を満たし得ることを確実にするために、計画した方法(7.3.1参照)に従って、設計・開発の妥当性確認を実施する。この妥当性確認は、原子炉施設の設置後でなければ実施することができない場合は、当該原子炉施設の使用を開始する前に実施する。		
241.	(2) 実行可能な場合にはいつでも、業務の実施及び原子炉施設の使用の前に、妥当性確認を完了する。		
242.	(3) 妥当性確認の結果の記録、及び必要な処置があればその記録を維持する(4.2.4参照)。		
243.	7.3.7 設計・開発の変更管理		
244.	(1) 設計・開発の変更を明確にし、記録を維持する(4.2.4参照)。		
245.	(2) 変更に対して、レビュー、検証及び妥当性確認を適切に行い、その変更を実施する前に承認する。		
246.	(3) 設計・開発の変更のレビューには、その変更が、当該の原子炉施設を構成する要素(材料又は部品)及び関連する原子炉施設に及ぼす影響の評価を含める。		
247.	(4) 変更のレビュー、検証及び妥当性確認の結果の記録、及び必要な処置があればその記録を維持する(4.2.4参照)。		
248.	7.4 調達		個別業務に係る具体的な手段に関する内容であるため、当該項は引用しな

No	保安規定第3条	廃止措置計画添付書類九	備考
			い。
249.	組織は、「調達管理基本マニュアル」及び「原子燃料調達基本マニュアル」に基づき調達を実施する。		
250.	7.4.1 調達プロセス		
251.	(1) 組織は、規定された調達要求事項に、調達製品が適合することを確実にする。		
252.	(2) 保安活動の重要度に応じて、供給者及び調達製品に対する管理の方法及び程度（力量を有する者を組織の外部から確保する際に、業務委託の範囲を明確に定めることを含む。）を定める。この場合、一般産業用工業品については、評価に必要な情報を供給者等から入手し、当該一般産業用工業品が原子炉施設として使用できることを確認できるように、管理の方法及び程度を定める。		
253.	(3) 組織は、供給者が組織の要求事項に従って調達製品を供給する能力を判断の根拠として、供給者を評価し、選定する。選定、評価及び再評価の基準を定める。		
254.	(4) 評価の結果の記録、及び評価によって必要とされた処置があればその記録を維持する(4.2.4参照)。		
255.	(5) 組織は、適切な調達の実施に必要な事項（調達製品の調達後における、維持又は運用に必要な保安に係る技術情報を取得するための方法及びそれらを他の原子炉設置者等と共有する場合に必要な措置に関する方法を含む。）を定める。		
256.	7.4.2 調達要求事項		
257.	(1) 組織は、調達製品に関する要求事項を明確にし、次の事項のうち該当する事項を含める。		
258.	a) 製品、業務の手順及びプロセス並びに設備の承認に関する要求事項		
259.	b) 要員の力量に関する要求事項		
260.	c) 品質マネジメントシステムに関する要求事項		
261.	d) 不適合の報告（偽造品、不正品等の報告を含む。）及び処理に関する要求事項		
262.	e) 健全な安全文化を育成し、及び維持するために必要な要求事項		
263.	f) 一般産業用工業品を原子炉施設に使用するに当たっての評価に必要な要求事項		
264.	g) その他調達製品に必要な要求事項		
265.	(2) 組織は、供給者の工場等で使用前事業者検査等及び自主検査等又はその他の業務を行う際の原子力規制委員会の職員による当該工場等への立ち入りに関することを調達要求事項に含める。		
266.	(3) 組織は、供給者に伝達する前に、規定した調達要求事項が妥当であることを確実にする。		
267.	(4) 組織は、調達製品を受領する場合には、調達製品の供給者に対し、調達要求事項への適合状況を記録した文書を提出させる。		
268.	7.4.3 調達製品の検証		
269.	(1) 組織は、調達製品が、規定した調達要求事項を満たしていることを確実にするために、必要な検証方法を定めて、実施する。		
270.	(2) 組織は、供給者先で検証を実施することにした場合には、その検証の要領及び調達製品の供給者からの出荷の可否の決定の方法を調達要求事項の中で明確にする。		
271.	7.5 業務の実施	4.2. 個別業務の実施	
272.	7.5.1 業務の管理		審査基準の要求事項②への対応方針(実施)
273.	組織は、「業務の計画」(7.1参照)に基づき、管理された状態で業務を実施する。管理された状態には、次の事項のうち該当するものを含める。	組織は、個別業務計画に基づき、個別業務を次に掲げる事項（当該個別業務の内容等から該当しないと認められるものを除く。）に適合するように実施する。	
274.	a) 以下の事項を含む原子炉施設の保安のために必要な情報が利用できる。 i. 保安のために使用する機器等又は実施する業務の特性 ii. 当該機器等の使用又は業務の実施により達成すべき結果	(1) 以下の事項を含む原子炉施設の保安のために必要な情報が利用できる体制にある。 a. 保安のために使用する機器等又は実施する個別業務の特性 b. 当該機器等の使用又は個別業務の実施により達成すべき結果	
275.	b) 必要に応じて、作業手順が利用できる。	(2) 手順書等が必要な時に利用できる体制にある。	
276.	c) 適切な設備を使用している。	(3) 当該個別業務に見合う設備を使用している。	
277.	d) 監視機器及び測定機器が利用でき、使用している。	(4) 監視測定のための設備が利用できる体制にあり、かつ、当該設備を使用している。	

No	保安規定第3条	廃止措置計画添付書類九	備考
278.	e) 監視及び測定が実施されている。	(5) 監視測定を実施している。	
279.	f) プロセスの次の段階に進むことの承認が実施されている。	(6) 品質マネジメントシステム計画に基づき、プロセスの次の段階に進むことの承認を行っている。	
280.	7.5.2 業務の実施に関するプロセスの妥当性確認		個別業務に係る具体的な手段に関する内容であるため、当該項は引用しない。
281.	(1) 業務の実施の過程で結果として生じるアウトプットが、それ以降の監視又は測定で検証することが不可能で、その結果、業務が実施された後でしか不適合その他の事象が顕在化しない場合には、組織は、その業務の該当するプロセスの妥当性確認を行う。		
282.	(2) 妥当性確認によって、これらのプロセスが計画どおりの結果を出せることを実証する。		
283.	(3) 妥当性確認の結果の記録を維持する (4.2.4 参照)。		
284.	(4) 組織は、これらのプロセスについて、次の事項のうち該当するものを含んだ手続きを確立する。		
285.	a) プロセスのレビュー及び承認のための明確な基準		
286.	b) 設備の承認及び要員の力量の確認		
287.	c) 所定の方法及び手順の適用		
288.	d) 妥当性の再確認 (対象となるプロセスを変更した場合の再確認及び一定時間経過した後に行う定期的な再確認を含む。)		
289.	7.5.3 識別及びトレーサビリティ		個別業務に係る具体的な手段に関する内容であるため、当該項は引用しない。
290.	(1) 組織は、業務の計画及び実施の全過程において適切な手段で業務・原子炉施設を識別し管理する。		
291.	(2) 組織は、業務の計画及び実施の全過程において、監視及び測定の要求事項に関連して、業務・原子炉施設の状態を識別し管理する。		
292.	(3) トレーサビリティが要求事項となっている場合には、組織は、業務・原子炉施設について一意の識別を管理し、記録を維持する (4.2.4 参照)。		
293.	7.5.4 組織の外部の者の所有物		個別業務に係る具体的な手段に関する内容であるため、当該項は引用しない。
294.	組織は、組織の外部の者の所有物について、それが組織の管理下にある間、注意を払い、必要に応じて記録を維持する (4.2.4 参照)。		
295.	7.5.5 調達製品の管理		個別業務に係る具体的な手段に関する内容であるため、当該項は引用しない。
296.	組織は、関連するマニュアル等に基づき、調達製品の検証後、受入から据付 (使用) までの間、要求事項への適合を維持するように調達製品を管理する。この管理には、識別、取扱い、包装、保管及び保護を含める。また、取替品、予備品にも適用する。		
297.	7.6 監視機器及び測定機器の管理		個別業務に係る具体的な手段に関する内容であるため、当該項は引用しない。
298.	(1) 業務・原子炉施設に対する要求事項への適合性を実証するために、組織は、実施すべき監視及び測定並びに、そのために必要な監視機器及び測定機器を関連するマニュアル等に定める。		
299.	(2) 組織は、監視及び測定の要求事項との整合性を確保できる方法で監視及び測定が実施できることを確実にするプロセスを確立し、関連するマニュアル等に定める。		
300.	(3) 測定値の正当性が保証されなければならない場合には、測定機器に関し、「施設管理基本マニュアル」に基づき、次の事項を満たす。		
301.	a) 定められた間隔又は使用前に、国際又は国家計量標準にトレーサブルな計量標準に照らして校正若しくは検証、又はその両方を行う。そのような標準が存在しない場合には、校正又は検証に用いた基準を記録する (4.2.4 参照)。		
302.	b) 校正の状態を明確にするために識別を行う。		
303.	c) 機器の調整をする、又は必要に応じて再調整する。		
304.	d) 測定した結果が無効になるような操作ができないようにする。		
305.	e) 取扱い、保守及び保管において、損傷及び劣化しないように保護する。		

No	保安規定第3条	廃止措置計画添付書類九	備考
306.	(4) 測定機器が要求事項に適合していないことが判明した場合には、組織は、その測定機器でそれまでに測定した結果の妥当性を評価し、記録する(4.2.4参照)。組織は、その機器、及び影響を受けた業務・原子炉施設すべてに対して、適切な処置をとる。校正及び検証の結果の記録を維持する(4.2.4参照)。		
307.	(5) 規定要求事項にかかわる監視及び測定にソフトウェアを使う場合には、そのソフトウェアによって意図した監視及び測定ができることを確認する。この確認は、最初に使用するのに先立って実施する。また、必要に応じて再確認する。		
308.	8. 評価及び改善	4.3. 評価及び改善	
309.	8.1 監視及び測定, 分析, 評価及び改善	4.3.1. 監視測定, 分析, 評価及び改善	
310.	(1) 組織は、次の事項のために必要となる監視, 測定, 分析, 評価及び改善のプロセスを計画し、実施する。	組織は、監視測定, 分析, 評価及び改善に係るプロセスを計画し、実施する。このプロセスには、取り組むべき改善に係る部門の管理者等の要員を含め、組織が当該改善の必要性, 方針, 方法等について検討するプロセスを含める。	審査基準の要求事項②への対応方針(評価)
311.	a) 業務・原子炉施設に対する要求事項への適合を実証する。		
312.	b) 品質マネジメントシステムの適合性を確実にする。		
313.	c) 品質マネジメントシステムのパフォーマンス及び実効性を継続的に改善する。		
314.	このプロセスには、取り組むべき改善に係る部門の管理者等の要員を含め、組織が当該改善の必要性, 方針, 方法等について検討するプロセスを含める。		
315.	(2) これには、統計的手法を含め、適用可能な方法、及びその使用の程度を決定することを含める。		
316.	(3) 監視及び測定の結果は、要員が容易に取得し、利用できるようにする。		監視測定に係る具体的な手段に関する内容であるため、当該項は引用しない。
317.	8.2 監視及び測定		監視測定に係る具体的な手段に関する内容であるため、当該項は引用しない。
318.	8.2.1 組織の外部の者の意見		
319.	組織は、品質マネジメントシステムの監視及び測定の一環として、原子力安全を達成しているかどうかに関して外部がどのように受けとめているかについての情報を把握する。この情報の入手及び使用の方法を「外部コミュニケーション基本マニュアル」及び「セルフアセスメント実施基本マニュアル」に定める。		
320.	8.2.2 内部監査		
321.	(1) 組織のうち客観的な評価を行う部門は、品質マネジメントシステムの次の事項が満たされているか否かを明確にするために、保安活動の重要度に応じて、あらかじめ定められた間隔で「原子力品質監査基本マニュアル」に基づき内部監査を実施する。		
322.	a) 品質マネジメントシステムが、本品質マネジメントシステム計画の要求事項に適合しているか、及び組織が決めた品質マネジメントシステム要求事項に適合しているか。		
323.	b) 品質マネジメントシステムが実効的に実施され、維持されているか。		
324.	(2) 組織は、監査の対象となる部門、業務、プロセス及び領域の状態及び重要性、並びにこれまでの監査結果を考慮して監査プログラムを策定し、実施するとともに、監査の実効性を維持する。		
325.	(3) 監査の基準、範囲、頻度、方法及び責任を規定する。		
326.	(4) 監査員の選定及び監査の実施においては、監査プロセスの客観性及び公平性を確保する。		
327.	(5) 監査員又は監査に関わる管理者(社長を除く。)は、自らの業務又は自らの管理下にある業務を監査しない。		
328.	(6) 監査の計画及び実施、結果の報告並びに記録の作成及び管理について、責任及び権限並びに要求事項を「原子力品質監査基本マニュアル」に定める。この責任及び権限には、必要に応じて監査員又は監査を実施した部門が社長に直接報告する権限を含める。		
329.	(7) 監査及びその結果の記録を維持する(4.2.4参照)。		
330.	(8) 監査の対象として選定された領域に責任を有する管理者に監査結果を通知する。		
331.	(9) 監査された領域に責任をもつ管理者は、検出された不適合及びその原因を除去するために遅滞なく、必要な修正及び是正処置すべてがとられることを確実にする。組織は、フォローアップとして、とられた処置の検証及び検証結果を報告させる(8.5.2参照)。		

No	保安規定第3条	廃止措置計画添付書類九	備考
332.	8.2.3 プロセスの監視及び測定		
333.	(1) 組織は、品質マネジメントシステムのプロセスの監視及び適用可能な場合に行う測定には、「セルフアセスメント実施基本マニュアル」に基づき、適切な方法を適用する。 監視及び測定の対象には、業務・原子炉施設に係る不適合についての弱点のある分野及び強化すべき分野等に関する情報を含める。また、監視及び測定の方法には、次の事項を含める。		
334.	a) 監視及び測定の実施時期		
335.	b) 監視及び測定の結果の分析及び評価の方法並びにその時期		
336.	(2) 監視及び測定の実施に際しては、保安活動の重要度に応じて、PIを用いる(4.1(5)c)参照)。		
337.	(3) これらの方法は、プロセスが品質マネジメントシステムの計画(5.4.2(1)参照)及び業務の計画(7.1(1)参照)で定めた結果を得ることができると実証するものとする。		
338.	(4) 組織は、監視及び測定の結果に基づき、業務の改善のために、必要な措置をとる。		
339.	(5) 計画どおりの結果が達成できない又はできないおそれがある場合には、当該プロセスの問題を特定し、当該問題に対して適切に修正及び是正処置をとる。		
340.	8.2.4 機器等の検査等		
341.	(1) 組織は、原子炉施設の要求事項が満たされていることを検証するために、「使用前事業者検査等及び自主検査等基本マニュアル」に基づき、業務の計画(7.1参照)に従って、適切な段階で使用前事業者検査等及び自主検査等を実施する。		
342.	(2) 使用前事業者検査等及び自主検査等の合否判定基準への適合の証拠(必要に応じ、使用した試験体、測定機器等に関する記録を含める。)を維持する(4.2.4参照)。		
343.	(3) プロセスの次の段階に進むことを承認した人を記録する(4.2.4参照)。		
344.	(4) 業務の計画(7.1参照)で決めた使用前事業者検査等及び自主検査等を支障なく完了するまでは、プロセスの次の段階に進むことの承認をしない。ただし、当該の権限をもつ者が計画に定める手順により承認したときは、この限りではない。		
345.	(5) 保安活動の重要度に応じて、使用前事業者検査等及び自主検査等の独立性を確保する。 この場合、対象となる原子炉施設を所管する部門とは異なる部門に属する要員とすることその他の方法により、中立性及び信頼性が損なわれないようにする(自主検査等においては必要に応じるものとする。)		
346.	8.3 不適合管理	4.3.2. 不適合の管理	
347.	(1) 組織は、業務・原子炉施設に対する要求事項に適合しない状況が放置されることを防ぐために、それらを識別し、管理することを確実にする。	(1) 組織は、個別業務等要求事項に適合しない機器等が使用され、又は個別業務が実施されることがないように、当該機器等又は個別業務を特定し、これを管理する。	審査基準の要求事項②への対応方針(評価)
348.	(2) 不適合の処理に関する管理(不適合を関連する管理者に報告することを含む。)並びにそれに関連する責任及び権限を「不適合管理及び是正処置・未然防止処置基本マニュアル」に規定する。		不適合管理に係る具体的な手段に関する内容であるため、当該項は引用しない。
349.	(3) 該当する場合には、組織は、次の一つ又はそれ以上の方法で、不適合を処理する。	(2) 組織は、次に掲げる方法のいずれかにより、不適合を処理する。	審査基準の要求事項②への対応方針(評価)
350.	a) 検出された不適合を除去するための処置をとる。	a. 発見された不適合を除去するための措置を講じる。	
351.	b) 当該の権限をもつ者が、原子力安全に及ぼす影響を評価した上で、特別採用によって、機器等の使用又は個別業務の実施についての承認を行う。	b. 不適合について、あらかじめ定められた手順により原子力安全に及ぼす影響について評価し、機器等の使用又は個別業務の実施についての承認を行う。	
352.	c) 本来の意図された使用又は適用ができないような処置(廃棄を含む。)をとる。	c. 機器等の使用又は個別業務の実施ができないようにするための措置を講じる。	
353.	d) 外部への引渡し後又は業務の実施後に不適合が検出された場合には、その不適合による影響又は起こり得る影響に対して適切な処置をとる。	d. 機器等の使用又は個別業務の実施後に発見した不適合については、その不適合による影響又は起こり得る影響に応じて適切な措置を講じる。	審査基準の要求事項②への対応方針(評価)
354.	(4) 不適合に修正を施した場合には、要求事項への適合を実証するための検証を行う。	(3) 組織は、(2)a.の措置を講じた場合においては、個別業務等要求事項への適合性を実証するための検証を行う。	審査基準の要求事項②への対応方針(評価)
355.	(5) 不適合の性質の記録、及び不適合に対してとられた特別採用を含む処置の記録を維持する(4.2.4参照)。		不適合管理に係る具体的な手段に関する内容であるため、当該項は引用しない。
356.	(6) 組織は、原子炉施設の保安の向上を図る観点から、「トラブル等の報告マニュアル」に定める公開基準に従い、不適合の内容をニューシアへ登録することにより、情報の公開を行う。		不適合管理に係る具体的な手段に関する内容であるため、当該項は引用しない。
357.	8.4 データの分析及び評価		評価に係る具体的な手段に関する内容であるため、当該項は引用しない。

No	保安規定第3条	廃止措置計画添付書類九	備考
358.	(1) 組織は、品質マネジメントシステムの適切性及び実効性を実証するため、また、品質マネジメントシステムの実効性の継続的な改善（品質マネジメントシステムの実効性に関するデータ分析の結果、課題や問題が確認されたプロセスを抽出し、当該プロセスの改良、変更等を行い、実効性を改善することを含む。）の必要性を評価するために、「セルフアセスメント実施基本マニュアル」に基づき、適切なデータを明確にし、それらのデータを収集し、分析する。この中には、監視及び測定の結果から得られたデータ並びにそれ以外の該当する情報源からのデータを含める。		
359.	(2) データの分析及びこれに基づく評価によって、次の事項に関連する情報を提供する。		
360.	a) 原子力安全の達成に関する外部の受けとめの傾向及び特徴その他分析により得られる知見（8.2.1参照）		
361.	b) 業務・原子炉施設に対する要求事項への適合性（8.2.3及び8.2.4参照）		
362.	c) 是正処置を行う端緒となるものを含む、プロセス及び原子炉施設の特性及び傾向（8.2.3及び8.2.4参照）		
363.	d) 供給者の能力（7.4参照）		
364.	8.5 改善	4.3.3. 改善	
365.	8.5.1 継続的改善		
366.	組織は、品質方針、品質目標、監査結果、データの分析、是正処置、未然防止処置及びマネジメントレビューを通じて、品質マネジメントシステムの実効性を向上させるために必要な変更を行い、継続的に改善する。	組織は、品質マネジメントシステムの継続的な改善を行うために、品質方針及び品質目標の設定、マネジメントレビュー及び内部監査の結果の活用、データの分析並びに是正処置及び未然防止処置の評価を通じて改善が必要な事項を明確にするとともに、当該改善の実施その他の措置を講じる。	審査基準の要求事項②への対応方針（改善）
367.	8.5.2 是正処置等		改善に係る具体的な手段に関する内容であるため、当該項は引用しない。
368.	(1) 組織は、不適合その他の事象の再発防止のため、「不適合管理及び是正処置・未然防止処置基本マニュアル」に基づき、速やかに原因を除去する処置をとる。		
369.	(2) 是正処置は、検出された不適合その他の事象の原子力安全に及ぼす影響に応じたものとし、次に定めるところにより速やかに実施する。		
370.	a) 是正処置の必要性を、次に定めるところにより評価する。		
371.	i. 不適合その他の事象のレビュー及び分析。これには以下の事項を含める。 ①情報の収集、整理 ②技術的、人的及び組織的側面等の考慮		
372.	ii. 当該不適合の原因の特定。これには、必要に応じて以下の事項を含める。 ①日常業務のマネジメント ②安全文化の弱点のある分野及び強化すべき分野との関係の整理		
373.	iii. 類似の不適合その他の事象の有無又は当該類似の不適合その他の事象が発生する可能性の明確化。		
374.	b) 必要な処置を決定し実施する。		
375.	c) とったすべての是正処置の実効性をレビューする。		
376.	d) 必要な場合には、計画策定段階で決定した業務・原子炉施設に係る改善のためにとった措置（5.6.2 m）と同じ。）を変更する。		
377.	e) 必要な場合には、品質マネジメントシステムを変更する。		
378.	f) 原子力安全に対する影響が大きい不適合（単独の事象では影響が小さくても、繰り返し同様の事象が発生することにより原子力安全に及ぼす影響が増大するおそれのあるものを含む。）については、根本的な原因の分析に関する事項を「不適合管理及び是正処置・未然防止処置基本マニュアル」に規定し、実施する。		
379.	g) とったすべての処置の結果を記録し、これを維持する（4.2.4参照）。		
380.	(3) (1)及び(2)に示す事項を「不適合管理及び是正処置・未然防止処置基本マニュアル」に規定する。		
381.	(4) 組織は、「不適合管理及び是正処置・未然防止処置基本マニュアル」に基づき、複数の不適合その他の事象に係る情報から類似する事象に係る情報を抽出し、その分析を行い、当該類似の事象に共通する原因を明確にした上で、適切な是正処置をとる。		
382.	8.5.3 未然防止処置		改善に係る具体的な手段に関する内容であるため、当該項は引用しない。
383.	(1) 組織は、起こり得る不適合（他の原子炉施設及びその他の施設における不適合その他の事象が、自らの施設で起こる可能性について分析し特定した問題を含む。）が発生することを防止するために、他の原子炉施設及びその他の施設から得られた運転経験等の知見（BWR事業		

No	保安規定第3条	廃止措置計画添付書類九	備考
	者協議会で取り扱う技術情報及びニューシア登録情報を含む。)の活用を含め、「不適合管理及び是正処置・未然防止処置基本マニュアル」に基づき、適切な未然防止処置を講じる。この活用には、保安活動の実施によって得られた知見を他の原子炉設置者等と共有することを含む。		
384.	(2) 未然防止処置は、起こり得る不適合の重要性に応じたものとし、次に定めるところにより実施する。		
385.	a) 起こり得る不適合及びその原因を調査する。		
386.	b) 未然防止処置の必要性を評価する。		
387.	c) 必要な未然防止処置を決定及び実施する。		
388.	d) とったすべての未然防止処置の実効性をレビューする。		
389.	e) とったすべての処置の結果を記録し、これを維持する (4.2.4 参照)。		
390.	(3) (1)及び(2)に示す事項を「不適合管理及び是正処置・未然防止処置基本マニュアル」に規定する。		
391.		5. 廃止措置に係る業務 廃止措置期間中における品質保証活動は、廃止措置の安全の重要性に応じた管理を実施する。廃止措置工事及びその他廃止措置に係る工事等の業務、性能維持施設の施設管理等の廃止措置計画に基づく活動は、品質マネジメントシステム計画のもとで実施する。	審査基準の要求事項③への対応方針